

Q1 18歳の学生が交わした契約のうち、取り消すことができるのは？

注意!!

民法の改正に伴い、2022年4月1日からは、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、これまで未成年者取消権で保護されていた18歳、19歳の若者が保護の対象から外れることになります。

1

親に内緒で5万円のゲーム機を購入し、貯めておいたお年玉で支払った。



2

化粧品を10万円で契約したが、親に連絡されないように自分で21歳とウソの身分証明書を作って見せた。

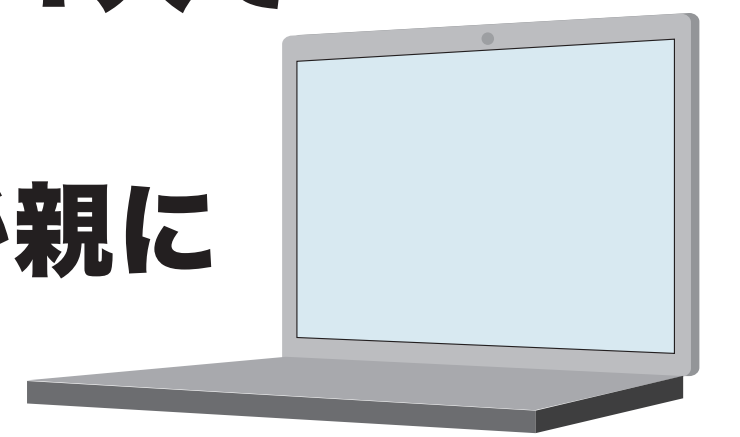


3

10万円分のダイエット食品を契約した。親には言えなかったので学生ローンで借りて支払った。

4

パソコン教室に自分1人で出向いて契約した。支払い方法は教室が親に電話して決めた。



Q2 定められた期間内に書面を発信すれば、クーリング・オフが適用されるものは？

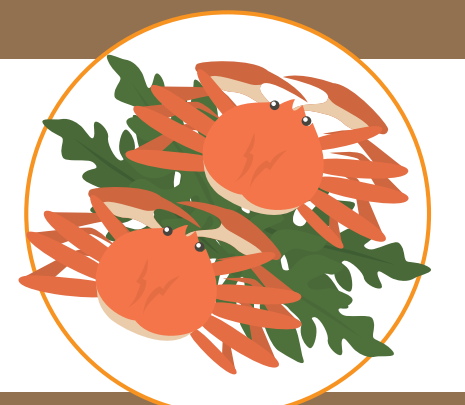
1

インターネットで購入したバッグ



2

電話で勧められて購入した毛ガニ



3

営業所で契約した乗用自動車

4

デパートで購入した食品

Q3 セールスの電話が自宅にかかってきたとき、その断り方として最も適切なものは？

1

「今は忙しいので」という。



2

「いりません」「契約しません」という。

NO!

3

相手の気分を害さないように「結構です」「いいです」という。



4

「お金がない」などと、断る理由をきちんと話す。

